

一般質問

特別障害者手当 市民に周知を

質問 特別障害者手当は、特別な介護が必要な在宅生活を送る20歳以上の方を対象に、所得制限はあるものの月額27,980円支給される障害福祉の制度の一つです。申請条件に障害者手帳(身体・精神・知的)の所持有無はありません。当然、介護認定で要介護4・5場合によっては3の方も対象になりうるものですが、尼崎市では障害福祉のみで扱い、介護保険の窓口ではこの手当の紹介はされず、多くの市民が知らないままになっています。

松沢ちづる議員は介護保険担当課でも対象者にしっかり説明すること、手当の案内リーフを市民に分りやすいものに改善することを求めました。

答弁 要介護認定を受けられている方への周知が十分進んでいないことは課題であると認識しております、改善すると答えました。



国民健康保険証の 未交付率問題

県下ワースト1

質問 かつてない物価高騰と、年々引き上げられる国民健康保険料が国保加入者の生活と健康を脅かしています。そのような中、尼崎市では保険料滞納による国保証未交付世帯は4,451世帯で、未交付率は7.3%。5年連続県下ワースト1となっています。

保険証の未交付の根底には、行政の自己責任論の考えがあるのではないかと質しました。

答弁 滞納世帯に対し生活状況の確認を行う中で、分納等も含めた納付相談を行い、有効期間の短い短期証を窓口で支払っている。来庁が困難な方には電話相談の上で短期証を交付している。

また医療機関受診等の理由で短期証を必要としている世帯に対しては、すみやかな交付を行っている。



犯罪被害者支援 について



質問 2018年新幹線車内での刺殺事件、2021年天満カラオケハブオーナーの女性殺害事件、さらに同年、北新地クリニック放火事件等、ここ数年間尼崎市民が凶悪事件の犯罪被害者になっているケースが見られます。市が犯罪被害者支援条例を制定してから、すでに8年も経過。遺族見舞金30万円等で支援は不充分です。先進的な明石市の取り組みに学んで、条例の見直し改正を求めました。

答弁 犯罪被害者支援は国が中長期的な支援を実施するべきと考えており、現段階で、明石市が実施しているさまざまな対策を実施する事は考えていいが、犯罪被害遺族や重傷病者への見舞金、被害直後の被害者支援策が現在の社会状況と適合しているのかを検証していただきたい。

質問 明石市では、支援金60万円、死亡60万円の特別給付金、50万円の無利子の貸付金、真相究明のための支援、日常生活の支援、家賃の補助、転居に要する費用、訴訟手続きおよび執行手続きについての支援、損害賠償金の立替え支援金300万円等々があります。被害者が事件に遭う以前の生活を取り戻すための支援体制の充実を、今後とも、国・県・市に求めていきたいと思いま

答弁 明石市では、2025年完成予定で阪神タイガースファーム球場の建設が行われている小田南公園で、地中から出てきたがれき撤去に、8億円の補正予算が提案されました。戦時中の空襲で出土したユニチカの工場等の残骸で、産業廃棄物として撤去しなければなりません。阪神やユニチカに費用負担を求めるべきとの声がありますが、阪神との協定書で取りまとめられる「公園の所有者である市の責任で行わなければならぬ」といった法的根拠を覆すことには難しく、議員団はこの補正予算に賛成しました。



小田南公園 球場建設現場 がれき撤去に8億円

請願

**健康保険証の廃止をやめよ!
国県に意見書提出を!**

市民の願いかなわず

政府は、2024年秋に従来の保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化することを表明しました。

医療機関で、保険資格の確認にマイナ保険証が使用された比率はわずか5%未満です。全国保険医団体連合会の調査では2023年10月以来、全国

で約3500件の医療機関でのトラブルがあり、資格確認できないために10割負担を患者に請求した事例が510件ありました。

欠陥だらけのマイナ保険証への一本化は全くの機関の窓口で見せるだけで保険診療が受けられる現在の保険証は存続するべきです。

この請願の健康福祉委員会不採択に、本会議で真崎一子議員は怒りを込めて反対討論をしました。採決では共産党議員団4人、みどりの未来2人、市民グリーン4人が反対をしました。

決議を11月臨時議会で行いました。川崎議員が賛成討論に立ち、光本議員の辞職を強く求め、また彼の不正を許した日本維新の会会派としての総括を厳しく求めました。今後とも共産党議員団は不正議員の居直りと居坐りを許さない取り組みとともに、百条委員会の設置を求めていきます。

光本議員に3回目の辞職勧告決議!

市民の署名により設置された政治倫理審査会は、5回の会議を経て11月に審査会報告を出しました。結論は、法令違反の手続きで政務活動費の出金を繰り返していた事や納得できる説明を拒む光本議員の態度は、市議会議員としての誠実さを欠き疑惑を招く一方であるとして、議会は辞職勧告すべきとの内容でした。これに基づいて議会では、3回目の議員辞職勧告

決議を11月臨時議会で行いました。川崎議員が賛成討論に立ち、光本議員の辞職を強く求め、また彼の不正を許した日本維新の会会派としての総括を厳しく求めました。今後とも共産党議員団は不正議員の居直りと居坐りを許さない取り組みとともに、百条委員会の設置を求めていきます。

